

「環境報告ガイドライン2018年版(案)」にいただいたご意見等の一覧表

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<b>ガイドライン全体</b>			
1	ガイドライン全体	国際的に情報開示が求められ、様々報告枠組がある中、本ガイドラインが国際的枠組と整合が取れている事を示すため、GRIスタンダードとの対応状況の掲載、TCFD提言に対応する項目について分かるように記載してほしい。	平成30年度に発行予定の、本ガイドラインの内容を補完・補足する解説書等内での記載を検討します。
2	ガイドライン全体	ガイドラインが簡潔に記載されているため、具体的にどのように報告したら良いか不明瞭である。	本ガイドラインの内容を補完・補足する解説書等を、平成30年度中に発行する予定です。
<b>序章</b>			
3	序章 2. 2018年版の改定ポイント	環境会計(「環境会計ガイドライン2005年版」)について、「貨幣単位で…本ガイドラインに取り込みました。」とあるが該当箇所がない。 3月の論点整理でも取り込む方法を検討するとあり、定量的に認識・測定・伝達するという考え方を具体的に記載していただきたい。	第2章 環境報告の記載事項 10. 事業者の重要な環境課題の報告事項の5項目目で、「リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法」を記載することと規定しています。 具体的な記載内容については、平成30年度に発行予定の、本ガイドラインの内容を補完・補足する解説書等内での記載を検討します。
<b>第1章 環境報告の基礎情報</b>			
4	第1章 環境報告の基礎情報 1. 環境報告の基本的要件	環境報告書の記載事項が独立第三者による保証を受けているか否かは、環境報告書情報の信頼性を判断するに当たっての重要な点である。独立第三者による保証の有無とその概要を、環境報告の基本的要件として、環境報告の冒頭など分かりやすい場所に明示することは利用者にとって有用。このため、環境報告の基本的要件としての「報告事項」に、「独立第三者による保証の有無とその概要」を加えるべき。	開示される環境情報の信頼性の判断にあたって、保証の重要性は認識しており、第2章 環境報告の記載事項 10. 事業者の重要な環境課題の報告事項の6項目目で、以下の記載をしています。 「報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書」
5	第1章 環境報告の基礎情報 1. 環境報告の基本的要件	報告対象組織について、「環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合は、原則として、報告対象組織に事業者とその連結の範囲に入る全ての子会社を含みます。」とある。親会社が子会社の報告をすべて取りまとめて報告することは、かなりの作業を要すると思われるので、ここは、報告を行う事業者が「親会社単体」であるか、「子会社を含む」であるかを明示することにより、範囲を選択して報告できるように緩和してほしい。	企業集団で行う経営の取組に伴う環境情報の報告を求めため、報告対象組織を、原則として、財務報告と同じ範囲としています。 環境報告ガイドラインは、原則を示しているものであり、親会社単体の報告しかできない場合等、そのように記載した上で開示を行うことは事業者の裁量であり、開示された情報の判断はステークホルダーに委ねられるものです。
<b>第2章 環境報告の記載事項</b>			
6	第2章 環境報告の記載事項 6. バリューチェーンマネジメント	重要な環境課題の予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメント体制の構築が必要という表現は、構築が必須であることを想起させる。事業内容や事業者規模によって、構築が困難な場合があるため、構築が重要と修文してはどうか。	バリューチェーンマネジメントは、重要な環境課題の予防や対応のためにはいずれの事業者にとっても必要であると考えています。但し、必ずしも全社的総合的な担当の部署を設けるといった「体制の構築」を求めているのではなく、グリーン調達や、環境配慮製品・サービスに関して有している社内の仕組みを想定していましたので、「体制を構築している」を、「仕組みを有している」に変更しました。
7	第2章 環境報告の記載事項 6. バリューチェーンマネジメント	6の解説1点目について、3や4で「ステークホルダーへの対応状況」、「リスクの特定や評価及び対応」が報告事項となっているため、バリューチェーンマップ、バリューチェーンの各段階における重要な環境課題、それらに付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する取組内容等について、「記載することが望まれます」ではなく、「記載します」の方がより適切ではないか。	バリューチェーンマネジメントは重要性がある場合に、対応の状況等を記載することが求められつつも、実務上は、先行している事業者とそうではない事業者の間で大きくばらつきがあります。そのため、重要性がある場合に、報告事項とすることが「望まれる」ものの、その選択を事業者の判断に委ねることとしました。
8	第2章 環境報告の記載事項 7. 長期ビジョン	事業内容や事業者規模によって、長期ビジョンを明示することが困難な場合がある。「補完・補足文書」において、様々なレベルの幅広い事例を記載してほしい。	平成30年度に発行予定の、本ガイドラインの内容を補完・補足する解説書等内での記載を検討します。
<b>参考資料</b>			
9	参考資料 1. 気候変動	温室効果ガスの排出削減は重要な環境課題であり、温室効果ガス排出削減量を報告事項へ追加すべきではないか。また、温室効果ガス排出削減量の算出方法には、対策の種類によって様々な考え方があり、「補完・補足文書」において様々な考え方を記載してほしい。	参考資料では、気候変動を重要な環境課題として特定する場合に参考となる指標を記載しています。 先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン自体はコンパクトに構成していますので、事業規模や、業種等により、参考資料に記載した以外の指標を実績評価指標と考えることが妥当な場合には、その開示を妨げるものではありません。 なお、温室効果ガス排出削減量の算出方法については、本ガイドラインの内容を補完・補足する解説書等内での記載を検討します。
10	参考資料 3. 生物多様性	「生物多様性の保全に資する事業活動」の解説で「製品・サービスによる貢献」が挙げられている。しかし、生物多様性の保全には、社会貢献活動も含む多様な取り組みも不可欠であり、企業は積極的に進めている。こうした多様な活動についても報告事項とすべきではないか。	先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン自体はコンパクトに構成しています。このため、多くの事業者にとって最も貢献度合いが高いと考えられる製品・サービスを例示しました。なお、該当の報告事項はあくまでも参考資料であるため、社会貢献活動等の取り組みの報告を妨げるものではありません。